

## ○明石市上下水道事業経営審議会規則

令和 6 年 6 月 28 日規則第26号

## 明石市上下水道事業経営審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和32年条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、明石市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するものとする。

- (1) 水道事業及び下水道事業の長期及び中期の経営計画に関すること。
- (2) 水道料金及び下水道使用料に関すること。
- (3) 水道事業及び下水道事業に係る重要な経営判断に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び会長職務代理者)

第 5 条 審議会に会長及び会長職務代理者各 1 名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長職務代理者は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、水道局及び都市局下水道室において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(召集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。